

「第4回旭川医科大学有識者委員会議事概要」

日時：令和2年9月17日（木）14：02～17：00

場所：旭川医科大学第二会議室

出席者：（委員） 仁科秀隆（弁護士，中村・角田・松本法律事務所所属）

三谷庸（旭川医科大学学長アドバイザー）

古川博之（旭川医科大学病院長）

（オブザーバー）

福田俊彦（旭川医科大学顧問弁護士，マイル法律事務所所属）

議事：

本学における兼業の実態等について大学から報告があった後，仁科委員の進行により，兼業規制の見直しについて議論された。議事概要は，以下のとおりである。

- ・ 診療に係る兼業について，兼業先と兼業に関する契約書等を取り交わし，兼業申請の際に，原則として当該契約書等の写しの添付を義務づけることがあり得る。現状，医局又は職員個人が兼業先との間でこうした契約書等を取り交わすこともあるようであるが，その内容を調査することも有益ではないか。
- ・ 兼業先との契約書等の写しの添付を義務づける場合，透明性向上の観点から，契約書等の雛型を大学のホームページに掲載してはどうか。また，契約書等には，派遣が予定されている複数の職員名を記入した上で，医局単位で契約することも可能としてはどうか。
- ・ 長期間の兼業については，これまで年次で「兼業等依頼書（兼業承認申請書）」により申請することとしているが，職員の勤務時間のモニタリングを正確に実施する観点から，月次で申請する方法も考えられるのではないか。一方で，その方法を採用すると，大学内部の無用のペーパーワークの増大等のデメリットが生じるおそれもあるので，月次に変更することのメリットとデメリットについて更に検討したい。
- ・ 緊急手術等については，事前の兼業申請が困難な場合も想定されるため，例外として事後報告を認める扱いとしてはどうか。ただし，診療に係る兼業については，大学の方針として重点エリアを明確にすることも考えられるのではないか。
- ・ 本年12月から導入される顔認証システム及び職員本人から提出される勤務時間管理票によって，より正確な職員の勤務状況の管理が可能になると予想されるため，職員や派遣先の機関に対し，個別に兼業に係る事後報告までは求める必要はないのではないか。一方で，兼業規制に関するルールが適正に運用されている仕組みが必要であるが，例えば，システム等の大学が管理するデータにおいて特異な状況を示す職員に対しては，大学が個別のモニタリングをすることで，職員に対する有効な牽制力を働かせることができるのではないか。

- ・ 製薬会社等の利害関係者からの講師派遣等については、原則として職員が時間外に従事するものであることから、従事時間の制限に関する規制は設けないこととし、移動時間を含めた従事時間について事前に大学に明示させることにするのはどうか。また、報酬額は、診療に係る兼業の報酬額と併せた額として年間の上限額を設定するのが望ましいのではないかと。
- ・ 兼業規制に違反した職員に対しては、一定期間の兼業禁止や懲戒といった制裁があり得る。また、その派遣先に対しても、大学側に実態と乖離がある契約書を提示する等の悪質なケースにおいては、翌年度以降の派遣を認めない（そのような規定を契約書にも盛り込む。）といった形で、大学側のルールの適正な執行に協力していただくことがあり得るのではないかと。

本件のお問い合わせ先 福田俊彦弁護士（マイル法律事務所、電話番号：03-6450-5721）

資料名【第4回旭川医科大学有識者委員会議事概要】